

## 平成 22 年 9 月定例会 決算特別委員長報告（一般会計・特別会計）

◆決算特別委員長（鮎澤 美知議員） 5 番 鮎澤 美知です。

今定例会における 9 月 1 日の本会議において、決算特別委員会に審査付託されました平成 21 年度決算関係議案、議案第 40 号から議案第 49 号までの 10 議案について、去る 9 月 14 日、15 日の 2 日間にわたり、慎重に審査いたしましたので、その経過並びに結果についてご報告申し上げます。

計数等につきましては、決算書、行政報告書及び決算審査意見書等に示されておりますので省略し、審査の主な点についてご報告申し上げます。

なお、委員会要望事項につきましては、当局において十分な検討をされるようお願いいたします。

まず、議案第 40 号 平成 21 年度岡谷市一般会計歳入歳出決算認定について、ご報告申し上げます。

最初に、総体的事項、財政状況について、財政状況を示す諸資料を、委員長報告資料 No. 1～No. 5 としてありますのでご参照ください。

まず、平成 21 年度決算の総合的評価について。市長から、平成 21 年度は、前年度から続く景気低迷のため市税収入は、計画予定額を確保できないなど、大変厳しい財政運営を強いられたが、この経済情勢からの脱却を図るべく、積極的に緊急経済・雇用対策を実施したほか、病院の施設統合など市政を取り巻く課題への重点的な財政措置を図った結果、例年に比べ 2 億円ほどの減となったものの、実質収支は 4 億 1,144 万 4,655 円の黒字をもって終了し、一定の成果をあげることができた。

このまちで生活している市民を守るため、可能な限りの施策を講じ、また、これから生まれてくる子どもたちのためにも、安定的な財政運営が地方自治の根幹であり、今後とも長期的に見た財源確保並びに財政運用について最大限の努力をしていく必要があると感じているとのことでした。

次に、経常収支比率について。一般的には経常収支比率が低ければ、一般財源に余裕が出て、投資的経費への予算配分が大きくなるものであるが、現状では、経常収支比率が高い数値となってきている。市としては依存財源である国・県補助金等を積極的に獲得しながら、投資的事業が実施できるように努めていきたいと考えているとのことでした。

次に、地方交付税について。地方 6 団体、市長会等でも国に対して地方交付税の増額について積極的なお願いをしており、今後も続けていきたいが、一方で、自前による財政基盤の構築をしていく必要もあるとのことでした。

委員から、自治体の市民生活も厳しい状況にある中で、地方自治体の首長が発言力を増して、長野県から声を上げていかれるようにとの意見が出され、地方にとっても重要な財源であり、今後も粘り強くお願いしていきたいとのことでした。

次に、不用額について。不用額の状況については、委員長報告資料 No. 6「平成 21 年度一般会計歳出不用額調」をご参照下さい。

本会議から付託されました不用額の取り扱いに対する考え方について、予算額は編成段階での見込み額を計上するため、決算額とは乖離し、予算で予定した事業の執行を着実に行った上で、経費節減の取り組み等による不用が生じているが、次年度以降の計画的な執行が可能となるよう、一定の繰越額の確保や年度中の補正予算財源等にも留意しなければならない一面もある。

また、年度中における不用額の把握については、それぞれの部署で相当な事業が実施されている中で、支出状況等を年度途中でとりまとめているが、歳出に対する歳入の充当見込みを立てる必要もあり、庁内に調整することは現状ではできない状況にあるとのことでした。

委員から、不用額が余っていることがおかしいという捉えではなく、事業を中心とした考え方の上に立ち、「事業は大胆に、予算は細かく」という考え方で進められたいとの意見が出されました。

次に、指定管理者制度について。委員長報告資料 No. 7「指定管理料の推移と導入の効果」をご参照下さい。

市職員が携わらないことへの危惧について質疑があり、それぞれの施設の週報や月報による報告を担当課が受け、当初の仕様通りに管理運営がされているか把握をし、問題等が発生した場合に適切な解決策を講じている。

経費節減は、施設管理の工夫の取り組み等を行うことによるものと捉えており、従事する職員等についても適切な施設管理ができる正当な賃金が支払われ、運営されているという認識をしているとのことでした。

次に、耐震改修進捗状況について。委員長報告資料 No. 8「岡谷市公共施設耐震診断結果・耐震改修等状況一覧表」をご参照下さい。

耐震改修の未改修箇所について質疑があり、学校施設については、かなりの数がある中で、議論の際に新潟での中越沖地震等の状況も踏まえ、避難施設として使用する体育館を優先的に年次計画で実施することとした。また、大規模改修に併せて実施するものもあるとのことでした。

次に、歳出から主な点を申し上げます。

まず、2 款 総務費では、正規、非正規職員について。委員長報告資料 No. 9「正規職員、嘱託職員及び臨時職員の人件費の推移」をご参照下さい。

住民ニーズの多様化等に対応するため、非正規職員が増加してきている。非正規職員は職務・職責・勤務時間が正規職員とは異なるが、常に住民サービスに影響のないような配置をしており、また、処遇についても配慮している。

なお、臨時・嘱託職員へも地方公務員法の研修や、業務・接遇の研修を行っているとのことでした。

次に、職員のメンタルヘルスについて。平成 21 年度は病気によってその後、退職したケースはない。対応としては、産業医の岡谷病院長や平成 15 年からメンタルヘルスアドバイザーとして外部の心理相談員をお願いしているとのことでした。

委員から、ある程度良くなってきた時が一番危険であるとも言われており、個人的な問題とせずお互いに自分の問題として今後も配慮して行ってほしい。

また、職場内での相談に乗ることが必要であり、一人でも多く、なくしていくための対応策を考えられたいとの意見が出されました。

次に、電算機器保守等について。契約更改の際には、汎用的に作成された低コストで導入期間も短期間となる市販ソフトウェアの導入を進めるとともに、諏訪広域 6 市町村でのシステム共同化や情報機器の共同調達等によって経費削減に努めているとのことでした。

委員から、委託料についても、厳しい財政の中で引き続き経費節減に努力されたいとの意見が出されました。

次に、住基ネットについて。住民票・戸籍ともすべてデータ管理となっており、必要に応じて紙ベースへの打ち出しをしている。住基ネットは、回線を通じてデータが届くようになっており媒体を介して送られるものではない。

また、コストについては、全国の市町村につながっている部分と、国・県における情報利用等の行政サービスも含めて費用が出されるものであり、コストと利用の対比効果は簡単に把握できないとのことでした。

次に、3 款 民生費では、介護保険施設整備状況と特養待機者について。委員長報告資料 No. 10「諏訪広域内 介護保険の施設整備の状況」及び、No. 11「特養の待機者数」をご参照下さい。

岡谷市の特養待機者数 302 人については、要介護認定者数に対する割合が 14.56% であり、諏訪広域の中でも高い割合となっている。理由としては、今すぐ入所の必要がなくても将来に不安を感じて希望する部分もあるが、茅野市・諏訪市に比べ高齢化率が高いために、要介護度の高い方の割合が大きくなっていること等も考えられるとのことでした。

委員から、高齢化社会の中で団塊の世代が高齢者の仲間入りをし、更に施設を必要とする部分が増えてくるが、小規模特養等も含めた施設が充実されることを希望する意見が出されました。

次に、介護保険について。4 月改定は、以前は地域間での認定割合や、一次・二次判定結果にばらつきがあったために、公平な認定結果を出すために行われたものである。また、4 月改定では、認定が軽度になる可能性があった部分等を、10 月の見直しで、調査項目の解釈方法を変えて是正したものであるとのことでした。

委員から、要介護認定者が税金の障害者控除を受けるための認定については、まだまだ知らない方もいると思われる中で、該当となりそうな方に対して、お知らせ等されたいとの意見が出されました。

次に、認知症サポーターについて。諏訪広域連合で開催した「キャラバン・メイト養成

講座」を受講した市保健師が講師になって「認知症サポーター養成講座」を地域住民対象に9回開催した。受講者数は282人であった。

認知症高齢者については、今後一層の増加が見込まれているため、重要課題として取り組んでいるとのことでした。

次に、保育所給食について。保育園における給食は、単に食事を与えるものではなく保育計画の中で、保育園の大事な役割りとして取り組むものである。

保育園給食のあり方については、今後も、十分な研究が必要であるが、当面は自園調理を継続していく考え方に変わりはないとのことでした。

委員からも、学校の自校方式と併せ自園方式は、岡谷市が誇るべき方法であり、是非とも続けてほしいとの意見が出されました。

次に、生活保護について。委員長報告資料No.12「生活保護の保護率と相談件数」をご参照下さい。

委員から保護者や相談者への面倒見の良さを今後も継続されたいが、生活保護率も上がり、生活保護相談件数が過去に比べて倍化してきている中で、職員体制が限界に達していると思うので増員されたいとの意見が出されました。

次に、4款 衛生費では、ごみ量・生ごみリサイクルについて。委員長報告資料No.13「岡谷市・諏訪市・下諏訪町ごみ量の推移」及び、No.14「生ごみリサイクル事業の実績と推移」をご参照下さい。

平成21年度から生ごみ拠点回収の全市展開を始め、諏訪地方の中では、先進的取り組みとなっているが、燃やすごみの中にも相当量含まれている状況である。現施策を推進し資源化率を高めるとともに、発生抑制が一番の対応であることの周知を更にしていきたい。

なお、一般家庭で堆肥化された堆肥を収集することは、肥料取締法による成分分析や登録が必要となるために現状では困難であり、自家処理をお願いしているとのことでした。

次に病院事業会計負担金について。病院会計が赤字となる中で、患者や医師確保に与える影響は大きく、市民感情も決して好ましいものではない。もっと繰出金を増額して赤字の縮小が図れなかったかとの意見が出され、病院事業が赤字であることを理由に財源補てんを繰り返すことは、企業における根本的な経営改善にはつながりにくく、また、地方公営企業法による独立採算の原則にも沿うものではないが、病院側とよく協議しながら、市が対応のできる部分については、なるべく財政支援をしていきたい考えであるとのことでした。

次に、5款 労働費では、雇用状況について。委員長報告資料No.15「非正規労働者の雇止め等の状況について」ほか、をご参照下さい。

非正規労働者や仕事を求めている方へ、緊急雇用開拓等推進事業として各事業所等を回り、雇用開拓をしている。また、離転職者を対象とした就職説明会を開催するとともに、福祉関係への雇用ニーズが高まる中で、「福祉の職場説明会」を開催した。

諏訪地方の求人倍率が低い原因は、リーマンショック以降、景気減速によって、製造業

の受注が下向きになり、勢いがなくなったことにある。

なお、岡谷の産業の流れは、今が変わり目でもあり、国の動向や経済情勢をみて、企業者がどこに重点を置いていくのか、岡谷市で「ものづくり」をきちんと残すためにはどうすべきかを見定めて、応援していくことが必要であるとのことでした。

次に、6款 農林水産業費では、遊休荒廃農地対策について。耕作放棄地全体調査によって判明した約65haの耕作放棄地に対し、所有者への意向調査を行い、回答者のうち69人から約4haの農地について貸したいという意向が得られたため、積極的に代替耕作者の斡旋に取り組み、約1.1haの耕作放棄地を解消することができた。

また、農業振興については、委員から、一長一短でできる仕事ではないため、食を守り自給率を少しでも上げていけるように、また農地の保全・管理をしていくための体制を今後も継続して行ってほしいとの意見が出されました。

次に、7款 商工業振興費では、シルキーバス、スワンバスについて。委員長報告資料No.16「シルキーバス・スワンバスの利用状況」をご参照下さい。

年々利用者が減少している原因は、潜在的に乗降需要の少ない路線を有していることや、地域要望等による交通空白地の解消に注力してきた結果として、一路線の延長が伸び、停留所数が増加したために目的地までの到達時間が長くなってしまったこと。また、元気な高齢者が増えて自分で移動する傾向があること等も考えられるとのことでした。

次に、商工業振興について。中小小売等店舗活性化補助金は、商店街活性化を図るとともに、空き店舗の活性化促進によって中心市街地の活性化を図るための補助であるが、新規出店5件、既存店舗改修4件、2年目の家賃補助1件の計10件、702万1000円の補助を実施した。

先の見えない不況が続く中で、市内業者は業種を問わず大変厳しい状況にあるが、それぞれが意欲的に事業に取り組みががんばっている。新規出店などの、波及効果によって地元商店街が活性化していくことに期待しているとのことでした。

委員から、中心市街地をはじめ、空き店舗の利用等について今後も力を入れていただき、商業活性化に一層努められたいとの意見が出されました。

次に、イルフ童画館について。委員長報告資料No.17「イルフ童画館の利用者数の推移」をご参照下さい。

委員から、童画館を設置した目的は、周辺商店へ来てもらえる様に多くの人を集めることであるので、大勢の人に来てもらえるような施策をするべきであるとの意見が出され、今後も、いろいろな企画を考え、内容の充実を図っていききたいとのことでした。

次に、8款 土木費では、湖畔公園の管理について。岡谷南高校前は、高水敷地という特殊な場所であり、県による浚渫土砂撤去の後、暫定整備を行い「多目的な広場」として整備した公園である。排水状況が余り良くないことは承知しているが、できる限り使いやすくなるような管理に努めたいとのことでした。

次に、河川・水路等現況調査について。緊急雇用創出事業費県補助金により実施した事

業であり、市が管理するすべての普通河川 42 河川と比較的水量の多い「五兵衛せぎ・横川せぎ・長地排水路」の 3 水路について実施し、市内の大部分の網羅ができた。

今後、この台帳を基に河川・水路の維持修繕や改修を進め、より一層計画的・効率的な管理・整備を行っていききたいとのことでした。

また、道水路等の維持補修については、市民・区、パトロールによる通報等の年間件数は 778 件で、路面の陥没や痛みに対する事象が多かったとのことでした。

委員から、身近な道路・水路の整備については、住民の行政に対する不満が高まる部分であり、財政状況も大変であると思うが、ある程度の予算配分を行い、きちんとした対応をしてほしいとの意見が出されました。

次に、湖畔若宮地区について。地区内の田中線への取り組みは、土地区画整理事業に替わるまちづくりへの地元合意が得られれば、県として沿道整備の調査が可能とのことであるため、現在戸別訪問を実施し、意見集約による合意形成を目指している。

戸別訪問では、田中線整備が必要との意見が多数であり、周辺関係者からも、早期整備をされたい旨の意見も出されている。

委員から、地権者と連携を図りながら地域に即した整備を積極的に進められたい。過去からの長い経過があり、個別に話を聞く等に際しても、行政として非常に気配りをしてあたってほしい。また、田中線拡幅については、住民だけでなく利用者のためにも、是非とも早期拡幅の実現をされたい等の意見が出されました。

次に 9 款 消防費では、分団運営交付金について。

岡谷市消防団に対し、地域の特性を生かし自主性をもって分団運営を行なうことを目的として交付している。算定に当たっては、各分団の団員数に応じて交付する項目と、分団一律に交付する項目により、できる限り各分団の実状を反映するように考慮しているとのことでした。

次に 10 款 教育費では、いじめ・不登校の状況について。委員長報告資料 No. 18「年度別小・中学校いじめ・不登校の状況」をご参照下さい。

不登校には、様々な要因が複雑に絡んでおり、非常に似たようなケースであっても、対応は異なるという難しい部分がある。成長に係わる中で、社会性やコミュニケーション能力など、様々な事柄が絡み合っている為、一人ひとりの児童・生徒に寄り添いながら様々な立場に立つ人の目でケース検討をし、やれることを考えて個人に当たらなくてはならないとのことでした。

次に、扶助費について。委員長報告資料 No. 19「就学援助対象者数の推移」をご参照下さい。

就学援助対象児童・生徒の現状は、近年の経済状況の悪化による保護者の離職に伴う収入減や、父子・母子家庭の増加など、様々な要因によるもので、全国的に増加傾向にあると推察している。岡谷市でも、前年度と比べ小学校で 52 人、中学校で 24 人の増加となっている。

また、申請に当たっては、民生児童委員の協力を得てプライバシー保護への配慮もできていると考えている。

委員から、きめ細かな対応によって子どもたちに貧富の差を感じさせない援助をされたい。プライバシー保護の安全策をとられたい。一定の学力は、どの子どもにも身につけさせることが義務教育であり、就学援助に留まらず、学力の面にも目配りをされたい等の意見が出されました。

次に、図書館費について。委員長報告資料 No. 20「図書資料購入費、図書館個人貸出数の県内各市の状況、及び諏訪地方の推移」をご参照下さい。

岡谷市は、一人当たりの貸し出し数が飯田市に次いで県下2番目に多いが、これは、諏訪広域内のネットワークを利用した相互貸借によって、諏訪市・下諏訪町等へも、どこでも貸し出し、返却のできるしくみが浸透していったことが大きな要因と思われる。

また、資料を選ぶ際に市民の読みたいものを選書することで、予算の有効活用にも繋がっており、今後も市民要望に応えられる選書を行なっていきたいとのことでした。

次に、歳入について、申し上げます。

まず、不納欠損について。委員長報告資料 No. 21「調定額・収入済額・不納欠損額・収入未済額の推移」をご参照下さい。

市税では、不納欠損処分の対象は地方税法で定められており、決して便宜を図ってのものではなく、所在不明や資力を失う等の客観的な事情を基に行っている。

また、住宅使用料の不納欠損処分は、死亡、行方不明など、債権回収が不可能なものについて行なっているとのことでありました。

次に、市税の状況について。税収のうち対前年度比較で一番大きく減少した税は、法人市民税であるが、ほとんどの法人がリーマンショックの影響によって、減収・減益となったことで、前年度比4億8千163万4000円、54.5%の減となった。

かつてのように法人市民税に大きな期待を寄せることは難しい状況であり、基幹税目となる個人市民税や固定資産税がある程度税収を賄えないと市政運営も厳しくなっていく。平成21年度は、税金を納められる人を増やす対策として緊急経済対策による雇用支援等を実施してきたが、全体の経済状況が回復しないと個人市民税も回復してこない状況であり、今後の経済状態の回復を期待しているとのことでありました。

次に、市税の納付方法について。委員長報告資料No.22「平成21年度 市税納付方法別納付件数及び納付金額」をご参照下さい。

滞納額の圧縮を図る為に納付環境の整備は重要であり、平成21年度は全税目でコンビニ収納サービスを開始した。また、金融機関の統廃合による店舗数の減少等がある中で、土、日、祝祭日を問わず、24時間、全国どこでも納付でき、納税者の利便性向上につながっているため、今後もコンビニ収納件数は増えるものと考えているとのことでした。

次に、徴収指導員、納税相談室について。委員長報告資料No.23「納税相談室相談件数推移」ほか、をご参照下さい。

徴収指導員については、徴収職員の専門性を高めるために、元国税局職員を専門職として採用し、法的知識や滞納処分に対する専門的ノウハウの指導をいただいている。

納税相談室は、相談しやすい環境作りに配慮し、開設から4年が経過するが、件数も前年と比べ増加し、定着してきたものと考えている。主な相談内容は、失業、病気等、生活困窮によるものである。

また、相談室では、徴収することのみにとらわれず、担税能力を確認し、適正な対応に心掛けているとのことでありました。

委員から、相談者に対しては生活実態等を十分調査し、税源確保、納税秩序の維持、税の公平性確保のために更なる努力をされたい。また、納めたくても納められない人もおり、大変な市民も多くなっているので、親切、丁寧な対応による解決策を見出してほしいとの意見がありました。

次に、委員会の要望であります、委員会としては、歳出について、

1. 厳しい行財政運営の中にあっても、安定した行政サービスの持続や財政基盤確立のため、一層の経費削減を念頭に綿密な予算執行計画のもと、大胆かつ着実な事業遂行に努めるとともに、交付税措置の拡充等について引き続き強力な働きかけを行うこと。

2. 行財政改革プランが着実に実行される中、職場内での相談体制の確立等、メンタルヘルスケアに努めるとともに適正な職員体制を確保されたい。

3. 生活保護や福祉医療制度など、各種福祉施策について、市民ニーズに対応すべく職員体制に意を配するとともに、各種制度の周知、制度の拡充についても検討されたい。

4. 厳しい経済雇用情勢の中にあって、産業の振興、とりわけ製造業を基軸とした工業の振興は、喫緊の課題だが、係る施策の充実、継続を図るとともに雇用対策を行い、商工業及び農林業、産業全体の振興対策に引き続き取り組まされたい。

5. いじめ、不登校対策や子育て支援について、尚一層、きめ細かな対応に意を配されたい。

歳入について、歳入の根幹をなす市税は、昨今の厳しい経済雇用の情勢を反映し、大変厳しい状況にあるが、徴収にあたっては、納税相談による生活実態の把握など、きめ細かな対応をしていただく一方、税負担の公平性確保の観点からも、収納率の向上には引き続き配慮されたい。

以上、6点について要望いたしました。

次に意見の主な点について報告いたします。

平成21年度決算では、厳しい財政状況の中でも、子どもの居場所づくりへの新たな取り組み、近代化産業遺産郡を活用した事業への取り組み、産業振興を考える懇談会、遊休廃農地再生のための事業など、良い施策もあるが、病院施設統合による大幅な病床数の削減、基金活用において国民健康保険税を引き上げないための対応がなされていないこと、国保特会への一般会計繰入れが見送られていること、赤字予算の病院事業会計への繰入額が少なかったこと、また、工業用地アクセス道路除雪など、委託料の計上については既存

企業や零細企業の配慮に欠けた施策であることから、本決算の認定には反対するとの意見がありました。

一方、平成 21 年度は、「第 4 次岡谷市総合計画」の初年度として、将来都市像「みんなが元気に輝く たくましいまち岡谷」の具現化に向けて、財源を配分し、創意工夫による新たな施策が展開された。

また、かつて経験したことのない非常に厳しい状況下にも関わらず、限られた財政の中で、切れ目ない緊急経済対策の実施による公共事業の追加や雇用の創出がされ、地域経済の回復と市民生活の安全化にも努められるとともに、「岡谷市行財政改革プラン中期 3 ヶ年実施計画」初年度として、市民要望を踏まえた積極的な市政推進がされたことを評価する。

長期的安定運営を目指しつつ、弾力的な財政構築への変換を進め特色あるまちづくりを展開するため、市民と行政の協働による住民福祉の向上に一層邁進されること。

また、市民から信頼される行政全般の運営を努力されること等を要望して、本決算の認定には賛成するとの意見がありました。

以上、審査の結果、賛成多数により認定すべきものと決定いたしました。

次に、議案第 41 号 平成 21 年度 岡谷市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について、委員長報告資料 No. 24 及び、No. 25 をご参照下さい。

まず、加入者の生活実態について。本会議から付託されました加入者の生活実態の把握については、電話や窓口での相談や手続き、納税相談等の機会を捉えて、状況の把握に努めているが、昨今の経済情勢の影響を受け厳しい方も多いことを認識している。また、失業等による滞納者へは、きめ細かな相談をし、それぞれの生活実態に合わせた計画的な分納に応じるとともに、関係部署と連携を密にし、福祉相談の紹介等対応している。

所得の下がる実態と税の引き上げについて質疑があり、こうした状況を踏まえ緊急経済対策として国保税率等の軽減措置を講じ、非自発的失業者、低所得者への減額等の対策をしたとのことであります。

次に、給付状況について。本会議から付託されました保険給付費の傾向と減になった原因について、保険給付費は、絶対的な数値がなく、保険者としては、国保加入者が使ったものは支払わなくてはならない立場にあり、余裕を持って予算化することが基本であると考えている。

平成 21 年度決算における減となった要因であるが、比較的医療費が高い高齢者が、後期高齢者医療制度に移行したことや、経済不況の継続とともに新型インフルエンザの流行による外出控えなど、被保険者の受診に何らかの影響を与えたのではないかとも思われるが、詳細な原因については、現在のところ不明である。

なお、今後の給付費の傾向については、2 年続けて減っているが、全国的には医療費が増となる中での減少であり、今後も継続するものなのか状況を見極める必要があると考えているとのことでした。

次に、国庫負担金について。国は医療保険制度全体を考える責任があり、市長会等を通

じて制度の安定運営を繰り返し要望しているが、岡谷市としても、今までのルール分のほかに、保険者の責に寄らない部分である国が、本来軽減分を補填すべきところを平成 21 年度、20 年度の 2 年間分について新たなルールとして一般会計より繰入れたとのことであります。

次に、資格証明書・短期被保険者証について。資格証明書は訪問しても不在で、電話等にも一切相談に応じてもらえない方に交付しているが、納税相談をしていただければ、滞納分を完納しなくても短期被保険者証を発行しているとのことであります。

次に、基金について。国民健康保険統一の際の基金残高の考え方について質疑があり、広域化への論議はされているが、基金の扱いは今後の検討課題であるとのことでした。

次に、意見について報告いたします。

この会計は、わずかな年金で暮らしているお年寄りなど、社会的立場の弱い方、低所得の方が加入しており、生活実態は困窮を極めている。また、平成 21 年度は緩和措置が取られたとはいえ、税額が大幅に引き上げられたのは問題である。

さらに、資格証明書、短期被保険者証の交付についても、低所得者に対するの措置として見過ごせないことから本決算認定には反対するとの意見がありました。

一方、暫定税率により大幅な値上げは抑えられ、一人当たりの医療費は高い状況にあるが、黒字決算となり評価する。

市民の生活は厳しく、今後の負担軽減と制度の長期的な安定化のために、一般会計からの繰り出し金の増額を検討されること。

また、安定的な事業の制度化について、更なる国への働きかけを要望して、本決算の認定に賛成するとの意見がありました。

以上、審査の結果、賛成多数により認定すべきものと決定いたしました。

次に、議案第 42 号 平成 21 年度 岡谷市地域開発事業特別会計歳入歳出決算認定について、議案第 43 号 平成 21 年度 岡谷市分収造林事業特別会計歳入歳出決算認定について、議案第 44 号 平成 21 年度 岡谷市霊園事業特別会計歳入歳出決算認定について、議案第 45 号 平成 21 年度 岡谷市老人保健事業特別会計歳入歳出決算認定について、議案第 46 号 平成 21 年度 岡谷市温泉事業特別会計歳入歳出決算認定について、議案第 47 号 平成 21 年度 岡谷市訪問看護事業特別会計歳入歳出決算認定について、以上、6 議案については、それぞれ審査の結果、認定すべきものと決定いたしました。

次に、議案第 48 号 平成 21 年度 岡谷市後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算認定についてでは、出されました意見について報告します。

この会計は、75 歳以上を対象とした差別的な保険制度であり、また、大幅に保険料が上がっていく仕組みになっている。制度そのものに反対している立場から、本決算の認定には反対するとの意見がありました。

一方、後期高齢者医療制度は、現行の法律にもとづいて運営され、広域連合の一員としてルールに従っていかざるを得ないものであり、本決算の認定に賛成するとの意見があり

ました。

以上、審査の結果、賛成多数により認定すべきものと決定いたしました。

次に、議案第 49 号 平成 21 年度岡谷市湊財産区一般会計歳入歳出決算認定については、審査の結果、認定すべきものと決定いたしました。

なお、本決算特別委員会の審査に当たり提出された「一般会計、特別会計の歳入歳出決算書」については、今年度より「事項別明細書の備考欄」に「予算事項別明細書の説明欄」の事業内容と合致した決算内容を記載いただき、決算審査のうえでも、事業と各項目が非常に分かりやすくなり審査に役立てることができましたことを併せて報告させていただきます。

以上であります。